# 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

<u>ニュースレター</u>

第65号

2008年10月16日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所(RAIK)

Tel: 03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替:00190-4-119379 口座名称:外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: http://www.ksyc.jp/gaikikyou/

### ●聖書研究●

## 苦難の民と共に臨在するイエス・キリスト

(マルコによる福音書 14・22~26)

●梶原 寿 (日本M・L・キング研究会幹事)

### 自己紹介

私は 1949年12月14日に山梨県立都留第一 高校2年生の時、キリストの教会派 (Church of Christ) 宣教師より受洗、「皇国の兵士」から「神 の国の兵士」たらんとの決心の下に、高校卒と共 に伝道者となり、同教派の根本主義的 (fundamentalistic) 信仰理解には矛盾を覚えつ つ東京神学大学で学部3年から大学院2年まで学 んだ。その間、「戦争責任告白」を自らの責任で発 表した日本基督教団議長・鈴木正久牧師の指導に 接しながら1967年12月5日に同教団正教師と なり、1968 年4月から 2003 年3月まで名古 屋学院大学にて教務教師の職に従事した。同大学 を定年退職すると共に、引き続き同じ日本基督教 団関係学校に属する中部学院大学にて本年3月ま で同じく教務教師として奉職した。現在は金城学 院大学にて非常勤講師として「基督教学」の講義 を担当している。

神学的経歴としては、1968年4月4日の米国

の公民権運動指導者マーティン・ルーサー・キン グ牧師の暗殺事件を契機に、カール・バルトを中 心としたドイツ系神学からアメリカの黒人神学へ と転換し、今日に至っている。さらに一昨年秋、 50 年間生活を共にした妻・久江が突如、膵臓癌 に罹患し、1年間の自宅療養の後、昨 2007 年 10月 15日、天に召されていった。その1年間 における在宅看護の生活を通して、私は日々にや せ細りつつ確実に死に向かって歩みゆく妻の姿の 中に、十字架を担いつつゴルゴタの丘に登ってい ったイエス・キリストの姿を二重写しに見つつ、 その介護生活の中で心の支えとして翻訳出版した M・L・キング説教集『真夜中に戸をたたく』 (Clayborne Carson & Peter Holloran, ed., A Knock at Midnight: Inspiration from the Great Sermons of Rev. Martin Luther King, Jr., Warner Books, Inc., New York, 1998. 日本基督教団出版 局、2007年)の著作活動のことに触れざるを得な 610

今日の聖書研究は、そのような生活の中で得られた視点からの発想なので、今回のシンポジウム (第 13 回外登法問題国際シンポジウム)のテーマである「東アジア和解と共生のビジョン――日・韓・在日教会の共同課題」に、直接関わる具体的な問題提示ではないことに内心忸怩たる思いを抱きつつ、キング牧師の思想研究から得られたいくつかの要点を指摘することによって、人間性と福音真理の普遍性が紡ぎだす共通地平の解明に資する所があることを心から願っている。

### キング牧師の思想を支えた原点は贖罪信仰

一般にキング牧師といえば、あの「私には夢がある」(I Have A Dream)演説に代表される「いつの日か、かつての奴隷の子孫と奴隷主の子孫とが同じ兄弟愛のテーブルに座り」、「私の小さい4人の子どもたちが皮膚の色によってではなく、人格の深さによって評価される社会に住むようになる」〈アメリカの夢〉(American Dream)の鼓吹者、また体現者として捉えられているが、彼をそのような〈夢〉へと駆り立てた原動力は、キリスト教の中心的信仰である〈贖罪信仰〉であった。

私は今、あなた方の内のある者は、ここに過度の試練と過度の試練と艱難の中からやってきていることを、知っている。あなたがたの内のある者は、狭苦しい刑務所から出されたばかりの状態できている。またある者は、自由への探求のために迫害の嵐に打ちのめされたような地域からやってきている。あなたがたは創造的苦難の古参兵である。どうか、自ら招いたものでない不当な苦難には贖罪の働きがあるという信仰をもって、闘いつづけて欲しい。(〈夢〉演説)

この演説の2週間後に起こった、アラバマ州バーミングハム市 16 番通りバプテスト教会爆破のテロリズムの犠牲者となった4人の少女のための告別式においても、キングは次のように語っている。

それゆえ彼らは無益に死んだのではない。神 は依然として悪から善を搾り出す道を備えて おられるのである。歴史は繰り返しくりかえ し、不当に受ける苦難には贖罪の働きがあることを、証明している。この少女たちが流した無辜の血は、この暗黒の町に新しい光を点す贖罪の力として機能すると言ってもよいのである。……実際この悲劇的出来事は、白人南部の良心を呼び覚ますことになるかも知れないのである。(1963年8月17日、告別式)さらにキングは、自らの死の4カ月前の1967年12月のクリスマス・イブに行なわれた説教においても、〈悪夢〉の現実にもかかわらず〈夢〉をなお追い続ける贖罪信仰に立って、次のように述べている。

さらにまた、私はベトナムにおける戦争が拡 大して、最初軍事顧問団と言われた米軍が、 1万6000人の強力な戦闘集団に変わり、今 や 50 万の米国の青年たちがアジアの地で戦 っているのを見るときに、あの夢は悪夢に変 わったのである。……しかしそれにもかかわ らず、私は今日「私はまだ夢を持っている」 と言って、この説教を終わりたいと思う。な ぜなら、人生には諦めがあってはならないか らである。もしわれわれが希望を失うならば、 すなわちわれわれの生を動かしているそのバ イタリティーを失うならば、われわれは存在 への勇気、あのくにもかかわらず>私たちを 前進させる人生の質を失うことになるからで ある。だから私は今日も依然として夢を持っ ている。(アトランタ市、エベネザー・バプテ スト教会)

### 贖罪信仰の集合人格的概念化

私は、キングのキリスト教神学への最大の貢献は、贖罪信仰をく個人主義的概念>からく集合人格的概念>へと高め、かつ広めたことであると思う。つまり公民権運動の過程で倒れた犠牲者たちの死に、キリストの贖罪死への連帯・証・奉仕の質的意義を見出したことである。言葉を換えて言うならば、「苦難の民の中にイエス・キリストの臨在」を見たのである。これは伝統的西欧神学のイエス・キリストの贖罪死を、神の子イエス・キリストの气単独死>と見る視点を完全に乗り越えている。この視点が最もダイナミックに表現されてい

るのが、彼の地上最後のメッセージの、次のよう な言葉である。

こうして私はメンフィスにやってきた。…… 今私に何が起ころうとしているかは、私には分からない。とにかくわれわれの前途は多難である。だがそれは、もはや私には問題ではない。なぜなら、私は山の頂に登ってきたのだから。私は何も心配してはいない。……神は私が山に登るのをお許しになった。私は周囲を望み見た。そして私は約束の地を見た。私は、あなた方と共にそこには行けないかも知れない。だが今晩、私はあなた方に知って欲しい。それはわれわは、一つの民として約束の地に至るということである。だから私は今晩幸せである。……私の目が主の来臨の栄光を見たのだから。(1968年4月3日、テネシー州メンフィス、メイソン・テンプル)

### 宋泉盛「イエス=十字架につけられた民衆」の視点

アジアの神学者・宋泉盛 (C・S・ソン) は、 マルコ福音書 14・22 の「多くの人のために」 (huper pollon) という聖餐式制定の言葉を手が かりにして、次のように述べている。

イエスの体は多くの人「のために」裂かれ、 彼の血は多くの人「のために」流されるので ある。イエスはわれわれのために死ぬのであ る。……しかしこの小さなギリシア語の前置 詞ヒューペルには別の意味もある。それは「に 代わって」という意味である。この前置詞句 は単純前置詞「のために」を一歩前進させる。 ……われわれ「に代わって」何かを語りかつ 行う人物は、まず第一に、われわれの中の一 人でなければならない。……その人物の代理 的性格は、外から押し付けられたものではな くて、民衆共同体の内部から生み出されるも のである。……さらにヒューペルには、「誰か に味方して」の意味もある。したがって前置詞 ヒューペルは、さらに強い意味を担うことに なる。それはただ「のために」を意味するの ではない。また「の代わりに」をさえ超えて いく。そしてそれは、誰かの仲間になる、誰 かと主張を共にする、ないし誰かと連帯して、

を意味することになる。…… (かくして) 象 徴的にも現実的にも、イエスは苦しんでいる 民衆と共に生き、かつ死んだのである。…… 愛を実践するイエスにおいて、われわれは民 衆が互いに愛し合うことができることを知る のである。痛むイエスにおいて、われわれは 痛む民衆を知るのである。怒るイエスにおい て、われわれは怒る民衆に出会うのである。 苦しむイエスにおいて、われわれは苦しむ民 衆を見るのである。そしてその逆も真である。 痛み苦しむ民衆において、また拷問され殺さ れる民衆において、われわれは拷問され十字 架に釘付けされるイエスを見る。そしてこの ようなイエスとこのような民衆において、わ れわれは愛しかつ苦したもう神に出会うので ある。イエスは要するに、十字架につけられ た民衆なのだ!(Choan-Seng Song, Jesus, The Crucified People, 1990. 梶原・金子・山下・ 栗林他訳『イエス 十字架につけられた民衆』、 新教出版社、1995年)

### おすび

伝統的にキリスト教文化圏に属さない東アジアにおける「和解と共生」の地平を、キリスト教的 視点から目指すためには、どうしても従来のくキリスト教対異教>の二元論的思惟を脱却して、以上のごときく統合論的思惟>を構築していかなければならない。端的に言えば、イエス・キリストは欧米的形態のキリスト教がアジアに伝道される前から、すでに「苦難の民と共に臨在したし、今も臨在する、そしてこれからも臨在される」という視点が不可欠である。

私はそのことを最近話題になっているイアン・マキューアン著『贖罪』や、また今、日本基督教団で問題化されている<開かれた聖餐式>(Open Communion)にも触れながら問題提起してみたいと思う。

\*本稿は、第 13 回外登法問題国際シンポジウム (2008年6月30日~7月2日/愛知県犬山市)で の講演原稿です。

# 「多文化・多民族共生」青年の旅・2008

### ――「第1回多文化・多民族共生キリスト者青年現場研修プログラム」報告

◇今夏7月30日から8月7日にかけて、外キ協が主催する

「多文化・多民族共生キリスト者青年現場訪問プログラム」が実施された。

北海道、関東、神奈川、広島、九州・山口の各地外キ連と外キ協事務局から

派遣された青年たち6名、渡邊あらた、堀真悟、武田ゆき、丹下美佳、朱美恵、金耿昊が

小倉駅に集合。筑豊をまわり、玄海灘を渡って韓国の「現場」を共に歩き、共に学び、語り合った。

サポーターとして2人(石塚多美子、李相勲)がリレーで同行した。

◇これは、日・韓・在日教会の共同プログラムとして5年計画で始めたもので、今回は第1回目となる。 ◇具体的なプログラム作成は、外キ協事務局の「青年の旅作業部会」が、

韓国での受け入れは「韓国教会在日同胞人権宣教協議会」と「韓国NCC正義と平和委員会」が準備。

### ①7月30日一北九州に集合

### ●集合

プログラムの初めから、ハプニング。14 時に JR 小倉駅の「西口」集合となっていたが、実際 に小倉駅にあるのは北口と南口! 下調べの不十 分さを悔いつつ、連絡をとって何とか遅れること なく集合した。バスで西南KCCに到着し、一息 入れたのち、まずはオリエンテーションをおこない、自己紹介と日程の紹介、係の分担などを決めた。

### ●開会礼拝

開会礼拝では、在日大韓基督教会小倉教会の朱文洪(チュ・ムンホン)牧師が「新しい共同体」(マルコによる福音書10章17~31節)と題して、現場にむかう青年たちに次のようなメッセージが送られた。「現場は矛盾にさらされながらも、新しい歴史をつくりだしていく。栄誉や功績はのこらない。しかし現場は生きつづけ、また動いている。これからそうした現場を数多く見ていくことになるが、そうした現場のありようを通じて、人との分かちあいの意味を考えてほしい。そうした中にこそ、新しい豊かな共同体のきっかけがあるのだから。私は、他者に不寛容であり続けた近代以来の日本のなかで、多民族・多文化の共生こそが救いになると信じている。外キ協の歩みはたとえ小

さな歩みであっても、この理念は歴史に残るもの だ」と。

### ●権輝善さんの証

証として在日コリアン二世の権輝善(クォン・フィソン) さんが、親のルーツから小・中・高・ 浪人・大学生時代、そして今にいたる自分史を語 られた。「朝鮮」「朝鮮人」という言葉が人の口か ら出るだけで、息が止まって何も言えなくなって しまったことや、指紋を初めて採られたときのな んともいえない気持ち、しかしそれでも「クォン・ フィソン」として生き、また教員を志していく過 程を、権輝善さんは熱っぽく話してくださった。

### ●賛美練習

礼拝ののち、サポーターの石塚多美子さんが準備してくれた賛美「キリストの平和」や「君は愛されるために生まれた」を、参加者全員で練習した。「これからおこなわれる数多くの交流のために、韓国語の賛美の一つでも」という石塚さんの気配りに感謝すると共に、歌を共に練習したことで、参加者たち同士に初対面のぎこちなさも、少しだけなくなったように思えた。

### ●山口・九州外キ連と交流

西南KCCが準備してくださった夕食に舌鼓を 打ちつつ、九州・山口外キ連との交流会がおこな われた。参加者ひとりひとりが自己紹介をかわし たのち、川本良明さん(日本基督教団小倉日明教会牧師)より九州・山口外キ連の概要に関するレクチャーがおこなわれた。私たちは、先ほど練習した賛美を披露した。

### ●ミーティング

就寝前に、みんなで一日のプログラムを振り返って話し合う時間をもった。このミーティングは 毎晩もたれた……。

### 27月31日-筑豊

### ●筑豊炭鉱地域

午前9時に西南KCCを出発。筑豊地域へ車で 移動し、田川の石炭記念公園で犬養光博さん(日 本基督教団福吉伝道所牧師)と合流した。あいに く炭鉱記念館は休館であったが、野外に展示され ているモニュメントや公園からみえる田川市街の 風景を通じて、炭鉱地帯として名をはせた筑豊地 域について、犬養さんから説明をうけたのち、裏 手の高台にある三つの殉職者慰霊碑(韓国人徴用 犠牲者慰霊碑、炭坑殉職者慰霊之碑、強制連行中 国人殉難者鎮魂の碑)を見学した。そして、車で やや離れた場所にある日向墓地に移動した。古川 大峰炭鉱のほど近くにあるこの墓地は、炭鉱での 過酷な重労働や、逃亡へのみせしめとしておこな われたリンチ、あるいはその他さまざまの理由に よって命を落とした朝鮮人労務者たちが、ボタ石 一つで葬られていた。そして長らく忘れさられて いた。ただただ無念の中で生涯を終わらせざるを えなかった人びとの恨と、現場に錯綜するいくつ かの暴力をみた。死に至らしめた直接的な暴力。 死んだことすら人の記憶から消され続ける暴力。 反面、「慰霊」という政治的記憶のはめこみによっ て、無理やり鎮魂されたことにしてしまう暴力。 さまざまな暴力がぐちゃぐちゃにからむ現場のな か、自分はどの立場から何をすればよいのか、立 ちつくすしかできなかった。

### ●永生園

小倉にもどり、昼食をとって永生園へとむかった。永生園は在日大韓基督教小倉教会が管理をしている納骨堂であり、教会信徒の遺骨と、そしてかつて炭鉱への徴用を受けて命を落とし、無縁仏として筑豊の各所(お寺)に放置されていた朝鮮

人の遺骨を納めていた。徴用犠牲者の遺骨をみると、そのほとんど青年期・牡年期にこの世をはなれていた。そしてもはや生前の名前すらわからなくなっているものもあった。立ち尽くすしかない無力感に相変わらず心をやりながら、しかし一条の光を見た思いがした。ただ忘れ去るのではなく、かといって一つの記憶に押しこめてしまうのでもなく、無慙に死んだ人たちとむきあっていくことも出来るのかもしれないと、そう自分には思えたのだった。

### ●下関から出航

関釜フェリーの出航地である下関港へとむかった。関門トンネルを見たのち、男性陣は荷物運びとして西南KCCにもどり、そのあいだ女性陣は遊覧船にのり、下関港を目指した。出国手続きにおいてアクシデントが発生したものの、無事に出航することができた。なお、参加者のほとんどは犬養さんから紹介された加藤慶二さん(\*)の遺稿『死ぬ日まで天を仰ぎ』を覚えていて、出航したあと関門海峡を眼下に、甲板で祈った。

\*加藤慶二さんは、キリスト者としてカネミ油症 事件の座り込みや指紋制度撤廃運動に参加。 1989 年より「強制連行の足跡を若者とたどる 旅」を始め、その代表を務める。1992年召天さ れた。

### ③8月1日一釜山

### ●釜山歴史近代博物館

気持ちよく晴れ渡った朝だった。釜山港で入国 手続きをすませ、チョウンナム教会のイ・ジェア ン伝道師と合流し、釜山での宿所に荷物を置いた。 そして釜山歴史近代博物館へとむかった。当博物 館の建物は植民地期には東洋拓殖会社の釜山支店 であった経緯を持つが、博物館のガイドさんの熱 のこもった解説を通じ、1876 年の開港から 1910 年韓国併合をへて 1945 年解放にいたる 時期の釜山の概況を、特に「在朝日本人」の定着 や経済活動(収奪や搾取)の動向を含めて教えて いただいた。

### ●草梁教会

昼食をはさんだのち、釜山最古の教会の一つで ある草梁教会にむかい、教会の歴史について話を うかがった。教会が民族主義的な抵抗の場と結びついてもいたことから、植民地期には上海にあった臨時政府に対する援助なども、教会の献金を通じて進められていたという。苦難の時代にあって、もっとも困難な課題に取り組む姿勢を教会が持ちえていたのであり、のちに神社参拝に反対して結局は殉死することになる朱基徹(チュ・ギチョル)牧師を輩出したのも、このような流れから出てくるものであろう。また、朝鮮戦争時(1950~53年)には北朝鮮やソウルから流れてきた避難民の救済にもあたったという。

### ●民主公園

次に、釜山市街を見下ろす高台にある民主公園へとむかった。1999年に開園したこの公園は、1960年の4月革命、1979年10月の釜馬民衆抗争、1987年の6月民主抗争という韓国民主化運動の画期のそれぞれにおいて、釜山の民衆たちがたちあがっていたことをたたえ、またそれを伝える教育の場としてつくられた。時間があまりなく駆け足での見学となったが、記念館には民主化抗争に関する展示とともに、民主化運動の中で形作られた民衆歌謡のデータベースや、独房の体験コーナーなどもあり、非常に充実した博物館であった。

### ●釜山鎮教会

続いて釜山鎮教会へとむかった。この教会も釜山最古の教会の一つであり、地域に根付いたねばりづよい宣教を通じ、教勢を拡大している教会の歴史が語られた。乳幼児、幼児、初等ー・二部、中等、高等、青年などの細分化された教会学校に加え、信者たちもチームを組み、さまざまの教育プログラムをおこなっている。釜山市内にはこの釜山鎮教会で育った人たちが作ったメガチャーチがいくつか存在し、海外布教も目指しているのこと。韓国教会の勢いを目にした。ひとしきり説明をうけたのち、釜山鎮教会がやっているカフェで、一息入れることになった。ここでは、釜山のキリスト教新聞の記者から現場研修について取材を受けた。

### ●外国人労働者宣教の取り組み

めまぐるしい日程はまだ終わらない。夕食をとり、宿所へ戻ったのち、釜山外国人勤労者宣教会

のキム・ジングク牧師とチョン・ビョンホ所長から、釜山地域における外国人労働者問題に関する キリスト者としての取り組みについて話をうかがった。朝から夜まで、非常に内容の多い韓国の初日であった。

### 48月2日一光州

### ●光州学生独立運動記念館

四日目もあわただしく始まった。朝7時にタクシーに乗って、バスターミナルへ。8時15分発のバスに乗り込み光州にむかった。3時間後、光州バスターミナルで光州無等教会のイ・チョルウ牧師らと合流。昼食をともにした後、光州学生独立運動記念館にむかった。1929年11月3日に光州でおきた抗日闘争を記念し、それを後世に伝えるために建てられた博物館である。館内にはこの運動に参与した独立有功者の追慕空間もあったが、そのうち数名はまだご存命とのことだった。

### ●望月洞5・18 墓地

次に望月洞の5・18墓地にむかい、1980年におきた光州民主化抗争について、ご自身も学生として抗争に参与されたキム・ヨンチョルさんから説明をうけながら、旧墓地・国立墓地の見学をおこなった。民主化運動に立ち上がりながら、暴徒と称され凄惨な形で痛めつけられた遺体ひとつひとつが、そののちの民主化闘争の現場において記憶されつづけ、いまや国立の墓地として顕彰されている。28年前の生き証人として熱をこめて説明してくださる語り部の姿を前に、そのことのもつ大きな意味に思いをはせた。

### ●全南大学

望月洞を出発したのち、全南大学へとむかい、パク・キョンファン助教授に話をうかがった。参加者から出た質問にパク先生が答える形で懇談会は進んだが、大きく二つの話が出た。一つ目は、1980年当時、なぜ光州で抗争が起きたのかという質問に関して、地理学の観点から説明していただいた。植民地期の搾取構造と、解放後における開発独裁によって、韓国は地域的に不均衡な経済発展の軌跡を描いたが、光州はその開発からいずれも取り残された地域であり、結果として第二次産業の発達が遅れていた。そのため騒乱が起きて

も経済発展に支障がなく、さらに38度線から離 れた地域でもあるため、民主化運動に対するみせ しめとしての過酷な弾圧も遂行可能とする軍部の 判断があったためとのことだった。二つ目は光州 の、そして韓国における外国人問題へのかかわり 方として。光州で同行した学生のイ・グァンミン 氏からの問題提起から議論は始まった。つまり、 韓国の移住民労働者は「稼ぐために」「好きで」来 ているのであって、「彼らを国民にまして援助す ることは、論理として破綻しているのではないか」 という問いかけであった。これに対して、移住民 労働者の生活と人権の問題にも関心を持ってイ・ チョルウ牧師とともに活動されているパク先生は、 個人の事情と構造的問題を関連して考えていく必 要がある点を強調し、議論は白熱した。論点は多 岐にわたったが、外国人問題に取り組むキリスト 者として非常に重要な議論であったように思う。

### ●無等教会にて交流会

白熱した議論で時間がさしせまるなか、全南大 学を出発し、光州のかつての中心であった錦南 路・旧全羅道庁をまわった。小さいながら米国産 牛肉輸入反対のろうそくデモがおこなわれている のを見学したのち、宿所である無等教会へとむか った。無等教会のイ・チョルウ牧師も光州YMC Aの総務として民主化運動を闘いぬいた闘士であ った。イ・チョルウ牧師は 1970 年代に「民族」 を、そして80年代に「民衆」を発見し、韓国の 民主化、民族の自主独立、南北平和統一の要求を かかげ続けてきた。しかし、90年代に光州地域 にも移住労働者が流入し、生活や人権の問題に苦 しんでいるのをみて、そこにも「民衆」を見出し、 移住民労働者のケアを実践活動としておこない始 めたのだという。教会には移住民のシェルターも 併設されており、そこにいた移住労働者と話をす る時間も持てた。韓国の教会としては非常に小さ い教会であった。しかし、韓国の民主化に大きな 導きを教えたキリストの教えが、いまなおこの地 の塩となっていることを、一日の最後に肌で実感 した気分になった。

### ⑤8月3日—独立記念館

### ●無等教会にて朝の礼拝

この日もまた朝早くから始まった。まず早朝6時半に無等教会にて早朝礼拝をもった。キリスト青年の旅ゆえに、主日は守りたい、しかし日程を考えると礼拝にでる時間はない。そんななかでイ・チョルウ牧師が特別に早朝礼拝をしてくださった。「韓国社会はいま毒ヘビの社会になっている。新自由主義の名のもとにパックス・ロマーナのような、力あり、持つものたちの平和がまかりとおり、韓国の民主主義をつちかったろうそくデモも弾圧されている」。こうした中でキリスト者として生きることの意味を語ってくれたイ・チョルウ牧師の説教は、地域実践をされている方のことばとして深く心に残るものであった。なお、特別賛美では旅の初日に練習した賛美歌を参加者全員で歌った。

### ●天安·独立記念館見学

礼拝をささげたのち、朝食をとり、光州バスターミナルに移動。3時間ほどバスに揺られて忠清南道天安に到着した。バスターミナルから天安駅に移動して荷物を預けたのち、韓国独立記念館にむかった。

1982年、日本の歴史教科書検定で、日本のアジ アへの「侵略」を「進出」へと書き換えさせる検 定意見が出されたことを契機に、教科書問題が韓 国・中国との外交問題にまで発展した。この独立 記念館はそうした状況を背景にして生まれた。 1982年に建立発起大会が開かれ、国民に募金を つのる運動が展開されて 1987 年に開館。韓国の 過去の歴史を国民に伝える場として、とくに小学 校・中学校の歴史教育の現場として広くもちいら れており、この日も非常に暑い天気ながら、学校 ぐるみや子どもづれの来館者が多く見られた。今 回は残念ながらメインとなる二つの展示館が改装 のため休館であった。しかし、日本語のガイドも つき、有意義な学びの時間となった。ガイドさん は展示の説明だけでなく、ガイドとして歴史を伝 えていくことの意味も強く語ってくれた。ガイド を始めたとき、「展示館に並ぶ歴史の痛々しい事 実の前にただ涙する老人の横で、その展示の意味 も分からずケラケラ笑っている子どもがいた」と いう。そんな歴史意識の落差が生む悲喜劇をなく すためにも、「事実をありのまま伝えていくこと

は重要なのだ」と語っていたことが非常に印象的であった。夕方に独立記念館を出て、天安駅へ。 地下鉄1号線でソウルにまでのぼり、永登浦産業 会館に宿泊した。

### 68月4日一安山、そしてソウル

### ●安山移住民センター

朝8時に起床して永登浦産業会館を出発。1時 間半ほど車にゆられて、京畿道安山市に到着。仁 川からソウルの近郊に広がる工業地帯の要に位置 する安山市には、新興工業団地が次々に生まれて おり、その工団をささえる安価な労働力として多 くの外国人労働者が在住している。特に外国人の 多い元谷洞は、人口4万人のうち、約2万名が外 国人住民であり、その街並みにはさまざまな外国 語の看板がならび、独特の雰囲気をつくりだして いた。安山移住民センターはこのような地域にあ って、外国人労働者の生活・労働・医療・人権の 問題に取り組むNGOであった。多文化家族のた めの「コシアン (KOREAN+ASIAN) の家」、女性のた めの「移住女性相談所」も併設され、それぞれの サポートに当たっているほか、外国人住民も地域 社会の担い手となるために「国境のないマウル」 運動をおこなっており、多文化共生の実体験の場 として元谷洞で文化祝祭や映画祝祭などをおこな っているという。また外国人のニーズにあわせた 創業活動もおこなっており、「多文化工房」では裁 縫を通じて移住民女性の経済自立をサポートして いた。さらに国や行政と連携して「安山外国人勤 労者センター」(AFC)をつくり、言語教育や生 活文化教育のプログラムを組むとともに、移住民 労働組合やシェルターを運営している。とにかく 非常に多彩な活動をおこなっている。外国人労働 者の問題に取り組む多くの活動家が安山移住民セ ンターで研修を積み、各地で実践活動に携わって いるとのことであった。さまざまな国籍を持つ住 民が共にすんでいる地域にあって、創造的な生活 文化もうまれているようであり、昼食には安山の 新名物「お肉バイキング」に舌鼓を打った。

### ●挺身隊問題対策協議会

昼を少しすぎて安山を出発、ソウルの韓国挺身 隊問題対策協議会(挺対協)に移動した。挺対協 は「慰安婦」問題の真相究明、日本政府の罪状認定と謝罪、法的保障などを掲げる市民たちの協議団体であり、この問題について一貫して取り組み続けてきた。「慰安婦」問題に関するビデオを見たのち、話をうかがった。「プログラムの日程の一つとして挺対協に来てはいないか」「あくまで『慰安婦』問題を見物しにきてしまってはいないか」と、鋭い問いかけからはじまった話は、挺対協の概要や、今行なっている歴史館をめぐる説明にとどまらず、現場で動いている活動家だからこその決意にみちた熱い調子がみなぎっていた。特に、最後の一言は印象的だった。「『慰安婦』問題を知るという第一歩から、第二歩を踏み出すために自分ができることを考えてほしい」と。

### ●永登浦産業宣教会

永登浦産業会館に戻って一息いれたのち、永登 浦産業宣教会が運営する野宿者支援施設「ヘッサ ルポグムチャリ(陽光のすみか)」を訪れた。永登 浦は広大な産業団地と、その下請けとなる小規模 の工場が軒を連ねる地域であり、このなかで低賃 金かつ劣悪な環境下で重労働を強いられた労働者 への宣教を目的として永登浦産業宣教会は生まれ た。しかし、1997年の IMF経済危機において 町工場が軒並みつぶれ、永登浦には野宿者があふ れかえることになった。それゆえに永登浦産業宣 教会は地域の労働組合(民主労総)とともに野宿 者支援にのりだし、本センターを通じて物品・衣 服の廉価購買や医療支援、緊急時におけるドロッ プ・イン施設の運営をおこないはじめたのだとい う。アジア経済危機から 10年、野宿者支援を行 う市民団体が多くうまれたが、どこも行き詰まり つつあるらしい。そうしたなかでヘッサルポグム チャリは、野宿者が必要な時に、必要なものを提 供できるような一種の避難所としての機能を重視 し、今なおねばりづよく活動を展開しているとの ことであった。

### 78月5日一広州、そしてソウル

### ●ナヌムの家

朝8時に永登浦産業会館を出発。車で1時間ほど走り、京畿道広州市のナヌムの家にむかう。ナヌムの家は、日本軍「慰安婦」被害の生存者であ

るハルモニたちの生活施設である。参加者はビデオを見たのち、ここで研究員をされている村山一兵さんの案内で併設の「日本軍『慰安婦』歴史館」で説明をうけた。そのあと、パク・オクソンハルモニが出てきてくださり、「私たちのことを日本の人たちに伝えてくれ」と語ってくれた。

### ●近現代史講座を聴講

屋を少しすぎてソウルに戻り、チョンパ監理教会でキリスト教青年アカデミーの主催する韓国近現代史講座を聴講した。講座は日・韓・中の共同編集歴史教材『未来を開く歴史』をテキストに、ゼミ形式でおこなわれていた。このセミナーを通じて初めて韓国の近現代史を詳しく知った青年も案外多いそうだ。ここでは、日・韓・在日参加者の意見交流もなされ、「近現代の『重い』話題になると、途端にさっと引いてしまう『普通の友達』もいるなかで、何をどう伝えていけばよいか」といったことなど話し合った。

### ●真実和解のための過去史整理委員会

講座を終えたのち、アカデミーの青年とともに、「真実・和解のための過去史整理委員会」へとむかい、話をうかがった。2005年5月に公布された「真実和解のための過去史整理法」によって設立され、政府から独立して「反民主・反民族・反人権的な人権蹂躙や暴力・虐殺事件」の真相究明を実行し、国民と政府との和解をはかる委員会である。しかし、昨年、新自由主義をかかげ、小さな政府の実現を目指す李明博(イ・ミョンバク)政権に代わったことにより、今後の消長が懸念されており、それに関する質問もなされたが、世界的な真実委員会の動きの中で生まれたものでもあるため、そう簡単になくすことは出来ないとのことであった。

### ●日韓青年交流会とろうそくデモ

過去史整理委員会を後にして、ともに学んだ青年たちと交わりの時間をもった。そして牛肉輸入問題のため、韓国各地でおこなわれていたろうそくデモが、ブッシュ来韓を期してこの日にソウルで大々的なデモがおこなわれる予定であった。街頭の「現場」の空気も学んでおく必要があると思い、みんなでむかった。デモがおこなわれている大通りに出る道は、警察の装甲車により封鎖され

ており、迂回しながらろうそくデモの真ん中へ歩いていった。ろうそくデモには少なくとも二つの側面があった。警察とむきあう前線においては荒々しい怒号が飛びかい、デモ参加者が次々に検束されていく一方、デモの真ん中では子どもがろうそくをかかげて楽しそうに歩く牧歌的な雰囲気がただよい、誰もが気軽に参加できる祝祭のような空気が作られていた。韓国の民主主義がどのように達成され、何を成果として得たのか。その一端を学んだような気がした。

夜の10時すぎに永遠浦産業会館に到着。

### 88月6日一ソウル

### ●韓国NCC

今日は韓国最終日。朝8時半に永登浦産業会館 を出発。ソウル駅に荷物をおき、鍾路5街の韓国 基督教会館をめざす。そして、韓国基督教教会協 議会(韓国NCC)の総務をされているクォン・ オソンから話をうかがった。NCCは韓国におけ るキリスト教団体のエキュメニカル協議体として 1924年に発足し、福音を伝えるための宣教協力 に努力した。解放後、特に朝鮮戦争以降は、世界 各地の教会との交流を深めた。そして1960~70 年代には都市貧民、農民、労働者に関連した現場 宣教をはじめ、軍部独裁に抵抗する人権運動を展 開した。そして80年代には民主化運動と共に、 民族の宿願である南北平和統一の運動を推進して おり、それは90年代を通じて今でもおこなわれ ている。「韓国のキリスト教会のもっとも良心的 な部分が、社会の最も苦しめられている人びとに 寄り添い続けられたのはなぜか?」という質問に 答えたクォン・オソン牧師のことばは、私たちの キリスト青年現場訪問を締めくくるのにふさわし いように思う。いたってシンプルな答えだった。 「それは、イエスが十字架について血を流された からだ」と。ローマの権勢が世を席巻するなか、 イエスは十字架につけられるまで、現場のもっと も弱くされた人とともにありつづけた。それから 約 2000 年がたった今も、そこにあらわれた恵み は滅びることなく語りつがれている。韓国の幅広 いキリスト教信者のなかには、億万の富を楽しみ、 新自由主義とそれによる貧富の格差をすすめよう

とさえする勢力も含まれるが、イエスの姿に向き 合うとき、たとえ一時的には省みられずとも必ず なにかは残ると信じることが出来るのだ、と。落 ち着いた語り口の中に、キリストを信仰すること の力強さを改めて垣間見た思いだった。

### ●水曜デモ

NCCをでた後、インサドン(仁寺洞)で一息 入れたのち、徒歩で日本大使館前にむかい、水曜 デモに参加した。これが、最後のプログラム。夏 休みだったこともあり、中学生・高校生の姿が多 くみられた。日本軍「慰安婦」問題の真相究明・法的賠償・謝罪要求などの喚声を挙げた。こののち、駆け足でソウル駅に行き、KTXで釜山駅へ。釜山駅からは、韓国初日にお世話になったイ・ジェアン牧師に釜山港まで送っていただき、無事、帰国のフェリーに乗ることができた。船の中で評価会をひらき、本プログラムのふりかえりの時間を持ち、翌日(8月7日)朝、小倉にて解散した。

**●金 耿 昊** (キム・キョンホ)

# 北海道外キ連の「夏期東北キャラバン」に参加

●小山俊雄(神奈川外キ連)

6月、北海道外キ連から外キ協に「今年の夏期キャラバンは東北へ行く」と連絡があったという。北海道外キ連が毎年「夏期キャラバン」として、道内各地で現地調査や集会をしていることは聞いていたし、よく続くなあと感心もしていた。しかし、こともあろうに本州上陸とは! さては道内では行くところが無くなってお隣りの東北へ?

しかし、さにあらず。「あの広い東北地方に外キ連が一つも無いのは残念」ということで、苫小牧から夜行フェリーで仙台に上陸、気仙沼で一泊、また夜行フェリーで北海道に戻るという強行軍。

もしも「東北外キ連」ができれば、関東外キ連はお隣りではないか。ここは「内地」の意地を見せなければということで、秋葉事務局長以下5名が8月19日10時に新宿を車で発って、一路東北に向かった。気仙沼市は、東北自動車道から一度、岩手県に入ってから行くという宮城県の最北端、やっと夕方現地に到着して、北海道外キ連ー行と合流。

早速、日本バプテスト同盟気仙沼教会の白井嘉 男牧師に案内されて、市の担当者や地元の新聞社 に挨拶回り。その夜の新鮮な海の幸の夕食、同教 会の幼稚園での宿泊のための貸布団の手配、翌朝 の魚市場の見学など白井牧師のご配慮に感謝申し 上げたい。

さて、同教会を会場に6時半から「差別を問い、 人権を考える公開講演会(北海道外キ連夏期東北 キャラバン)」を開会。

まず林炳澤氏(日本の戦争責任を清算するために行動する北海道の会共同代表)の講演「戦後60年の日本を問う/アジア民衆との強制が戦後をひらく」があった。概要は次の通り。

- 〇アジア民衆との共生を求めた最近の動き、最近の市民運動から
- 〇アジア民衆への戦後責任の未清算ーそれをも たらしたもの
- 〇"戦後民主主義"が取り残したもの
- 〇 "戦後60年"、何が問われているか
- 〇アジア民衆(在日外国人)との共生のために 「人権基本法・人権差別禁止法」を制定しよ う。

続いて、佐藤信行氏の発題「多国籍・多民族・ 多文化社会と植民地主義・人種主義の克服-21 世紀日本の宣教課題として」があった。

- ○「外国人指紋」制度の全廃と復活
- ○外国籍・民族的マイノリティのこどもたちー 日本の国際化の「現実」を考える
- ○1980年代外登法改正運動と外キ協

当日夜は幼稚園園舎で雑魚寝(でも同教会が布団を用意して下さったので安眠)、翌20日は仙台に向かった。午後から日本バプテスト連盟仙台教会で1日目と同じ集会。ここでも、同教会の山下誠也牧師に大変世話になった。

両会場とも 40 人くらいの参加者だった。仙台 集会では、宮城県だけでなく、福島県からの参加 者もあった。

参加した日本聖公会の司祭が「東北外キ連なん て無理だよ」といっていたが、「まず一つの課題に 関してネットワークができれば良しとすべきでは」とお話しした。広い東北のこと、一気に「外キ連」というのは容易ではないが、朝鮮人強制連行・強制労働の歴史現場も多いし、安重根の遺墨もある土地、何とか在日外国人の人権を宣教課題として取り組んでいただければと願う。

仙台集会終了後、ただちに東京へ。夜遅く新宿 に帰着。

「青年の旅」の向こうを張って「シルバーの旅」としゃれ込んだが、車に男が5人も6~7時間乗っていると、さすがに疲れてしばらくは腰痛に悩まされた。それにしても、この強行スケジュールをこなした「北海道外キ連・柴田作次郎牧師以下15名様ご一行」の元気とやる気に脱帽!

# 関東大震災から85年-9・1集会に参加して

●麻生和子 (NCC 在日外国人の人権委員)

今年は、北九州市小倉で人権獲得闘争に活躍した崔昌華(チェ・チャンファ)牧師が召天して13周年。今回の「第34回9・1集会/関東大震災・朝鮮人虐殺85周年/在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争33周年集会」は、これまでの朝鮮人虐殺に関する歴史的事実の考察をはなれ崔牧師の闘いに焦点が当てられた。司会は、長女の崔善愛(チェ・ソンエ)さん。実行委員会を代表して、NCC在日外国人の人権委員の日隈光男牧師の開会挨拶。会場は、崔牧師の資料展示。

講演題は「崔昌華先生の『戦争』〜誰との戦い、 勝利は〜」で、崔牧師の闘いを共に歩み苦難を共 にして来た日本基督教団福吉伝道所の犬養光博牧 師が熱心に語られ、立見席も出た。

小倉では「崔昌華研究会」が発足し、第 1 回は 「崔昌華先生と権嬉老」であったこと。静岡県寸 又峡の権嬉老事件(1968年)のニュースを聴き現 場についた崔牧師は、「あなたは、自分自身の罪を つぐないなさい。私は、あなたの感じたあなたが 問うた在日が担う苦しみ、人権抑圧と生涯闘い続 けるから!」と説得した。この言葉は、崔牧師の 闘争の原点であり礎になっていった。

また、常に過去の歴史と現在の問題を一つとして捉え続け、この9・1集会を始められた。崔牧師は言葉の預言者だけではなく、実行行為の誠実な人であった。人格権訴訟、指紋押捺拒否闘争、PTA会長立候補、北九州市長選立候補など、迷惑がり、とまどう人々をよそに決然と行動した。崔牧師の裁判闘争は、「人間の法廷」での闘争だが、崔牧師にとっては「神の法廷」だった。

――犬養牧師の講演を通して、崔牧師の生きた 実像が立体的に姿をあらわした。「また負けると 私は思っていたのに、判決の日の父は晴れやかで した」と崔善愛さんは語った。

# 地域自治と外国籍住民——「市民提言」のための1章

### 多民族・多文化へと変わる地域社会

日本列島には戦前から今日まで、多くの外国人・民族的マイノリティが各地域に居住してきた歴史を持つ。戦後も、先住民族であるアイヌをはじめ、日本の植民地支配に起因する朝鮮人、台湾人とその子孫などが暮らしてきた。「単一民族国家・日本」というのは、作られた虚像に過ぎない。さらに1980年代以降、海外から日本に移住する人びとが急増し、地域社会の「住民」として日本人と暮らしを共にするようになった。

これらの人びとと顔と顔を合わせて住む地域共同体こそ、共に生きる暮らし作りの基本単位であるが、多民族・多文化の「共生」と「協働」を日々の暮らしのなかで実現するというテーマに、正面から取り組む地方自治体はまだ少ない。

外国人登録者数は 215 万人を超えたが、日本総人口からすればまだ 1.69%である (2007 年末現在)。しかし、外国籍者が住民の 16.3%を占める群馬県大泉町や、10.2%を占める東京都新宿区のような自治体をはじめ、20 人に1人は外国籍住民という自治体も、日本各地に数多く存在している。

さらに、婚姻によって新たにもうけられる世帯 のうち6%あまり(2006年)が外国籍配偶者を含 む世帯であることも、「多民族・多文化」を前提と して、地域社会を考えなければならない時代にな っていることを示している。

そこでは、労働、ビジネス、学習、余暇、そして市民的な活動など、居住にともなう生活のすべての局面において、異なる国籍・出自・出身の人びとが、互いの異質性を大切にし合いながら「共に生き、共に生かし合う」ひとつの地域社会として発展することが求められている。それに資する

ための積極的な施策の整備と推進が、国と自治体 にとって必須の課題となっている。

2001年5月、静岡県浜松市の呼びかけで「外国人集住都市会議」が発足した(当初13市町、現在は26市町。すなわち群馬県太田市・大泉町/長野県上田市・飯田市/岐阜県大垣市・美濃加茂市・可児市/静岡県浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市/愛知県豊橋市・岡崎市・豊田市・西尾市・小牧市・知立市/三重県津市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市/滋賀県長浜市・湖南市)。そして、「地域共生についての浜松宣言」が採択され、以降毎年、教育、社会保障、外国人登録手続きなどについて具体的な「提言」が出されてきた。

地方分権が進むなか、自治体では、外国籍住民を地域社会の構成員とする新しい施策を実施する とともに、国による法制度の「厚い壁」を取り除 くべきだという声も高まっている。

### 「住民」としての地位と権利

### (1)「監視・抑圧装置」

外国人登録法(外登法)は、第1条で「登録を 実施することによって外国人の居住関係及び身分 関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な 管理に資することを目的とする」としている。こ れに対し、日本国民を対象とする住民基本台帳法 では、「住民の利便を増進するとともに、国及び地 方公共団体の行政の合理化に資することを目的と する」(第1条)と定めている。

すなわち、外登法の目的とその機能は、住民基本台帳法のように「住民の利便増進」とか「行政の合理化」を図ることにあるではなく、もっぱら外国人を「管理」することに置かれている。

したがって外登法には、日本国民には課せられないのに、外国人にのみ課すたくさんの義務規定がある。登録事項は 20 項目にも及び、出生時や入国時の新規登録と 16 歳時の確認登録、そして5年ごと(永住者・特別永住者は7年ごと)の切替登録、外国人登録証明書(外登証)の常時携帯が義務づけられ、これを怠ると「1年以下の懲役もしくは禁固または20万円以下の罰金」などが科せられる。このように外登法は、網の目のように義務規定をめぐらし、苛酷な刑事罰の威嚇をもってそれを在日外国人に強制しているのである。

たとえば 1954 年から 80 年まで、「切替不申請」(そのほとんどが意図的な切替拒否ではなく過失による申請遅延)として自治体から告発され検察に送致された在日韓国・朝鮮人は年平均 5127人にも上り、また、警官の街頭での尋問などによって「外登証不携帯」として送致された在日韓国・朝鮮人の数も年平均 3242人にもなる。その監視・抑圧装置が徐々に「弛緩」していくのは、1980年代から澎湃として起こった指紋拒否・外登法改正運動によってである。

### (2) 2009年法改定

2008年3月26日、法務大臣の諮問機関である第5次出入国政策懇談会は、最終報告「新たな在留管理制度に関する提言」を出し、続いて総務省・法務省が「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を発表した。

それによると、①外登法を廃止する、②入管法の中に「在留カード」制度を新設する、③日本国民を対象としている住民基本台帳制度とは別に「外国人台帳制度」(仮称)を設けることとし、2009年通常国会に改定法を提出するという。

この 2009 年改定法では、現在、市区町村が作成し管理している「外国人登録原票」に代わって、法務省が外国人の「入国・再入国・出国情報」と「在留情報」を一括して集中管理する「外国人データベース」を構築すると共に、「適法な在留外国人」に対して「在留カード」を交付することとなる(2009 年改定法に予定されている「外国人データベース」化と「在留カード」制度の問題点につ

いては、前号を参照してください)。

そして 2009 年改定法では、「外国人台帳」を担う地方自治体(市区町村)に、次のことが求められている。

- ①市区町村は、地方入管局で「在留許可⇒在留力 ード交付」を受けた外国人が「法務省に居住地 を届け出る」際の窓口となり、その居住地情報 を在留カードに記載する。
- ②市区町村は、外国人が届け出た「居住地」「世帯」 情報とともに、法務省から提供される外国人の 在留情報(国籍など身分事項や、在留許可・在 留期間更新などの情報)をもとに、「外国人台 帳」を整備する。
- ③市区町村は、日本国民と外国人との「混合世帯」 の正確な把握のために、日本国民の住民基本台 帳と外国人台帳を連携させる。
- ④市区町村は、外国人本人の申請以外によっても 台帳への記載等を行なう。そのために、市区町 村長による職権記載や調査権を制度化する。
- ⑤市区町村は、「不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行なう対象とは位置付けられない」から、彼ら彼女らへの住民サービスを行なわれなくなる可能性が高い。

このように構築されるであろう新制度の下で、 市区町村は、①にあるように、法務省による在留 カード交付・管理業務のなかのごく一部を「経由 事務」として行なうことになる。

そのことはすなわち、市区町村による②③の「外国人台帳」の作成と活用としての「自治事務」が、あくまで①の「経由事務」を前提とされ、かつ、それに規制されることを意味する。また、市区町村による「外国人台帳」の運用においては、法務省から、当該外国人の出国情報の他、在留更新不許可処分などの情報が通知され、当該外国人の「台帳閉鎖」が命じられる(指導される)ことになるだろう。これでは、市区町村は法務省のまるで「下請け機関」と化すことになる。

### (3)「住民」としての登録

国籍や在留資格にかかわらず全ての在日外国人

に「住民」としての地位と権利を保障し、自治体 はその「住民登録」を「自治事務」として行なわ なければならない。

日本国憲法の第8章第92条、「地方公共団体の 組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に 基づいて、法律でこれを定める」に基づいて作ら れた地方自治法は、第10条でこう定めている。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

ここに規定されている「住民」とは、「日本国民 たる地方公共団体の住民」と限定しているわけで はない。この地方自治法第 10 条により、地域社 会において「外国籍住民」が当然に有する地位と 権利を保障することが必要なのである。

現在のように、外国籍住民には納税など負担だけを分任させ、役務の提供を制限・否認していること自体、地方自治法第10条に反している。

このような不合理な差別や逸脱を解消し、平等 な住民サービスを保障するためには、以下のこと が必要である。

- ①現在の外登法を廃止すること。
- ②2009年改定法に予定されている「外国人データベース」「在留カード」導入を中止すること。
- ③住民基本台帳法を改正して、外国籍住民も日本 国民と同様に、「住民の利便を増進するととも に、地方公共団体の行政の合理化に資する」目 的で、住民登録を行なうこと。

### 「住民自治・地方自治」への参画

これまで外国籍住民は、法律によって地方自治体の選挙権・被選挙権を否認され、住民投票においても条例によって、また人権擁護委員・民生委員・教育委員の就任資格においても「選挙権の有無」によって否認されてきた。すなわち、地方自治・住民自治に参画する「住民」の範疇から排除されてきたのである。

また、外国籍住民の地方公務員採用、公立学校の教諭採用において、国は法令上は規定がないの

に、「公権力の行使や公の意思の形成の参画に携わる職務には日本国籍が必要」とする「当然の法理」を掲げて、外国籍住民の「職業選択の自由」を制限してきた。

しかし 1973 年、阪神間の6市1町が初めて公務員採用の「国籍条項」を撤廃し、採用に踏み切った。現在では、政令指定都市・都道府県レベルにおいても1府10県、政令市は13市すべてで採用時の原則撤廃が実現しており、全国の自治体ですでに1000人以上の「外国籍公務員」が働いている。また全国の公立学校には、約200人の「外国籍教員」が教壇に立っている。彼ら彼女らこそ、地域社会において、また学校教育において、「多民族・多文化共生」を実現する上で、重要な存在であり貴重な人材である。

ところが、政府や一部自治体では、採用職種を制限したり、管理職任用において不当な制限を加えている。東京都の保健師として働く在日コリアンニ世が管理職試験を拒否された事件で、最高裁は2005年1月26日、「地方公共団体が、公権力の行使に当たる行為を行うことなどを職務とする地方公務員の職を包含する一体的な管理職の任用制度を設け、日本国民に限って管理職に昇任することができることとすることは、労働基準法3条、憲法14条1項に違反しない」と判示し、東京都の任用差別を是認したが、しかしこれは外国籍住民の「職業選択の自由」を不当に奪うものである。

いっぽう「住民投票」においては、開放化の動きが進展している。住民投票については法律がなく、自治体が「条例」を定めて実施している。したがって、地域の外国籍住民の投票権を認めるかどうかは自治体独自の判断で定めることができる。

2002年1月18日、滋賀県米原町が住民投票 条例を制定し、そのなかで初めて永住資格を持つ 外国籍住民に住民投票権を付与した。現在では、 外国籍住民に投票権を認める住民投票条例を定め た自治体の数は、全国で200以上となる。

これまで「国民国家」の枠組みの中で「国民」 と「外国人」に二分する発想が支配的で、参政権 は「国民固有」のものとされ、「外国人」には無縁 なものと考えられてきた。しかし、近時、その考え方にはほころびが生じてきた。<表>に見るよ

うに、北欧諸国をはじめ、多くの国で外国籍住民 の地方参政権を認めるようになってきた。

### 外国籍住民の地方参政権を認めている国

選挙権も被選挙権も認める	アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンラン
	ド、アイスランド、オランダ、リトアニア、スロバキア、ロシア、イ
	スラエル、モーリシャス、ジャージー
選挙権を認める/被選挙権は特定国民	ベルギー、ルクセンブルク、エストニア、ハンガリー、スロベニア
選挙権だけ認める	ニュージーランド、マラウィ、韓国、ベネズエラ、コロンビア
	フランス、ドイツ、ギリシア、ラトビア、オーストリア、イタリア、
選挙権も被選挙権も特定国民(EU市	キプロス、ポーランド、スペイン、ポルトガル、チェコ、イギリス、
民、英連邦市民など)に認める	ドミニカ、グレナダ、ギアナ、ジャマイカ、バルバドス、セントルシ
	ア、セントヴィンセント・グレナディーン
一部の州・市では選挙権も被選挙権も	スイス、オーストラリア、アメリカ、カナダ

\*近藤敦「永住市民権の可能性」(『RAIK通信』第108号、2008年7月)の別表から作成

「在外国民の参政権」においては、日本でも海外に住む日本国民が選挙の時に投票できるように 公職選挙法を改正し、2000年6月の総選挙で初めて在外投票が実施された。

しかし、在外邦人が投票できるのは衆・参議員 選挙だけで、地方自治体選挙は除かれている。在 外邦人は「国民」ではあるが、自治体の「住民」 ではないからである。

このように、「国籍」を媒介とする国政参政権と、居住にもとづく「住民」の地方参政権とは区別して考えられるべきものである(田中宏「日本における外国人参政権」『日・韓「共生社会」の展望』、2006年、新幹社)。

2006年5月31日、韓国で地方選挙が実施され、韓国に住み永住資格を持つ外国人が初めて一票を投じた。これは、アジアでは初めてのことである。

そのとき投票権を行使した外国人の中には、韓国に住む日本国民もいた。彼ら彼女らは、まだ数としては少ないが、「国政参政権」においては日本の衆・参議員選挙を在外投票によって、「地方参政権」においては現在居住する韓国の地方選挙で投票権を行使できるようになったわけである。

日本国憲法が地方選挙について定めている際の「住民」もまた、「日本国民たる地方公共団体の住民」ではなく、外国籍者を排除していない。すなわち憲法第93条2項では、こう定めている。

地方公共団体の長、その議会の議員、および

法律の定めるその他の吏員は、その地方公共 団体の住民が、直接これを選挙する。

最高裁はこれに基づき、1995年2月28日、 法律によって永住者など外国籍住民に地方選挙権 を認めることは、憲法上禁止されていない、とい う判決を出している。

我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。

外国籍住民が行政サービスの単なる「受け手」としてではなく、地方自治の「担い手」として地域社会に参画する方式の先駆けとなったのは、神奈川県川崎市が 1996 年に条例によって設置した「外国人市民代表者会議」である。これは一種の外国籍住民による議会であり、その後もいくつかの自治体に類似のものが設置されている。

各地の自治体で外国籍住民に住民投票資格を認めているのも、こうした流れの延長線上に位置づけられる。外国籍者を同じ「住民」と認知することによって、「国民/外国人」という二分論を超える新しい「共生」の芽が育ちつつあり、「地方参政権」開放の意味もそこにある。

\*ここ1~2年、政府・政界・財界から、研究者を動員して「外国人政策の転換」を唱える種々の提言が相次いでいる。しかし、外国籍住民を、施策の「客体」としてのみ捉えて策定しようとすることは、それが善意であれ、学問的確信によるものであれ、欺瞞である。なぜなら、外国籍住民の意思を無視して、かつ外国籍住民の社会参与への回路を設けることなく、政策を論議すること自体、それは結局、「マジョリティ(日本国民)」にとって都合の良い「マイノリティ(外国籍住民)」を措定して構想しているに過ぎないからである。

### 国と自治体が直ちに着手すべき具体的施策

多民族・多文化共生社会への転換は、地方自治 行政のすべての側面において総合的に進められる べき課題である。すなわち、学校教育、社会教育、 福祉・社会保障、登録・公証など各分野の業務に おいてはもちろん、自治体の総合計画(地域づく り・まちづくり)において基本方針の一つとして 位置づけられなければならない。

そのためには、政府は「外国人住民基本法」のような人権基本法を制定し、それに基づく「多民族・多文化共生社会推進基本計画」を示すことが必要である。そして自治体は、「多民族・多文化共生社会推進協議会」の設置、それに基づく「推進基本計画」の策定と、その推進機関として「多文化局」のような担当部局を設けなければならない(宮城県では2007年8月、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定した)。

### (1)総務省「多文化共生推進プラン」

総務省は2006年3月27日、各都道府県・指定都市外国人施策担当部局長に対して、「地域における多文化共生推進プラン」と題する通知を出した。

そこでは、多文化共生の意義として、「外国人受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」

「ユニバーサルデザインのまちづくり」を挙げて、 ①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文 化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体 制の整備について、それぞれ施策と方針を例示し ている。

政府が「共生推進プラン」を打ち出したことは、 画期的なことである。ところがここでは、必要な 施策が列挙されていても、その一つ一つを実現し 遂行する制度的保障も、そのための財政的担保も 明示されていない。これでは、残念ながらまだ総 花的な「机上プラン」にとどまっていると言わざ るをえない。

いっぽう韓国では、行政自治部が 2006 年8月 に出した「地方自治体に居住する外国人の地域社 会統合支援業務推進指針」において、政府と自治 体の役割分担とそれぞれの推進体系、必要とされ る施策、その財政措置を示すとともに、施策ごと に「〇〇年〇月から実施」と明記されている。

もちろん、政府の指針や新たな制度化がなくて も、現行の法制度の下で、自治体がみずからの決 断と裁量によってやれることは多々ある。しかし それは、おのずと限界がある。

日本において「多民族・多文化共生」施策を一つ一つ実現していくには、韓国でのように、政府と自治体との明確な役割分担と緊密な連携、そして財政的な裏づけを示すことが必須なのである。

### (2)「共生センター」の設置

早急にやるべきこととして、各自治体において 外国籍住民のための生活相談窓口を設けるべきで ある。また、外国籍住民の集住地域には「多民族・ 多文化共生センター」などを設置し、外国籍住民 のコミュニティ形成の場、日本籍住民との交流の 場を作り出す必要がある(すでに 1988 年、神奈川 県川崎市の在日コリアン集住地域に「川崎市ふれ あい館」が設立された。これは市が建物を作り、 社会福祉法人青丘社に運営を委託している。そし て現在では、在日コリアンだけではなく、さまざ まな国籍の子ども・青年・高齢者のプログラムや、 日本人との交流プログラムが行なわれている)。

そして「共生センター」には、外国籍の職員・

スタッフを積極的に任用して、さまざまな国籍の、 さまざまな文化を持つ外国籍住民の多様なニーズ に対応するとともに、コーディネーターとしての 役割を担えるようにすべきである。

### (3) 多言語サービスと日本語学習の公的保障

外国籍住民が日本で生活を送るうえで、言葉の 壁は大きな問題である。現状では、買い物や通院 などの日常生活ではもちろん、登録や在留資格更 新など行政窓口の手続きの際も、使われる言語は ほとんど日本語であり、国および地方自治体の多 言語によるサービスはきわめて不十分である。

自治体は、当該地域に住む外国籍住民の使用言語を調べ、ニーズに合った言語で情報を提供すること、すなわち、行政の最新情報が分かる広報やウェブサイトを、多言語で発行、発信していくことが必要である。

また政府は、地方自治体と連携して、病院や学校、行政などの手続きなどにおける通訳システムを整備し、さらに通訳養成制度を確立すべきである。

日本で生活する外国籍住民の多くは、日本語の 学習機会が保障されていない。地域で行なわれて いる日本語教室のほとんどがボランティアによっ て支えられているため、教室の確保や教材、コー ディネーターや日本語教員の不足などで、運営に 苦労している。

外国籍住民が日本語学習の機会を得ることは、 基本的人権の一つであり、経済状況や法的地位、 就労状況などにかかわらず、希望者はすべて、い つでも、どこでも日本語を学べるようにすること が必要である。

政府は、明確な理念と政策を持って、日本語教材やカリュキュラムの開発、日本語教室のコーディネーターや教員の養成をはじめ、だれでも適切に日本語が学べるような条件を整えるための制度を作るべきである。また自治体は、社会教育・生涯教育の一環として、日本語教室の運営、あるいはボランティア団体への運営支援(公的施設の開放、運営費用の負担)など、積極的な措置を講ずるべきである。

\*外国籍住民の子どもの「学校教育」においては、日本語学習の保障と共に、彼ら彼女らの「第三のアイデンティティ」獲得のために母語・継承語教育が必須である。

### (4) 住居の確保

外国籍住民は、「外国人」というだけの理由で、 住宅探しに困難を強いられている。とりわけ移住 労働者の場合、雇用主の用意した住宅への入居、 知人宅への契約外入居、賃料の高いゲストハウス 方式の簡易宿泊所の利用、老朽化したアパートへ の入居といった方法でしのいでいるのが現状であ り、その住宅環境は、狭小かつ劣悪である。雇用 主の用意した住宅に住む場合には、解雇・失業が ただちに住居を失うことになるため、雇用主が家 して弱い立場になる。さらに、雇用主が家賃を搾 取の手段にすることもある。また、入居が困難で ある結果として、特定の公営住宅や民間アパート に集住するケースや、相対的に高額な賃料の負担 に喘いで、生活基盤の構築を遅らせるケースもみ られる。

公営住宅について、建設省(現・国土交通省)は1954年、憲法第25条にいう生存権は「ただ日本国民のみを対象としたもので、外国人において権利としてこれを要求しえない」として、外国人には入居資格はない、と通知した。しかし1970年代以降、民族差別撤廃運動の進むなか、公営住宅を外国人に開放する自治体が増えていった。公営住宅においては、在留資格にかかわらず、外国籍住民の応募を積極的に促し、民間が供給する住宅に対して模範となるような運用が求められる。

さらに自治体は、高齢者や障がい者等の住宅困 窮者に対する信用保証制度を設置し、外国籍住民 もこの制度の対象に含めるなど、外国籍入居者の 経済的な信用力をバックアップしなければならな い。

また、一定規模以上の賃貸住宅所有者や集合住宅については、外国籍住民の入居状況を調査し、地域の住民構成に合わせた数量的な入居実績目標を策定する必要がある。

### (5)「多言語・多文化」災害対策

地震や津波、水害、火事などの災害時においては、外国籍住民が避難情報や救援物資の取得手段などの情報へのアクセスが問題となる。日本社会はこうした災害時の外国籍住民との共生のあり方が問われた二つの大きな経験をしている。

その一つは、1923年9月1日に発生した関東大震災である。この時、「朝鮮人が暴動をおこす」などのデマにより扇動された軍隊・警察・自警団によって 6000 人以上の朝鮮人が虐殺された歴史を、決して忘れてはならない。もう一つは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の時である。ここでは、国籍・民族を超えた助け合いの気運が市民の間に高まり、自発的な取り組みがいくつも生まれた。そのなかで、多言語による災害・救援情報の必要性が痛感された。

災害対策は緊急を要する人道上の問題である。

防災計画においては、民族的・言語的・宗教的マイノリティへの特別な配慮がなされなければならない。

2000年4月9日、石原慎太郎・東京都知事は 自衛隊員の前で、同年9月に予定されていた防災 訓練への自衛隊参加にふれつつ、外国籍住民に対 する差別発言・差別扇動を行った。このような自 治体の長による外国籍住民へのあからさまな差別 がある以上、災害時の差別行為や差別扇動は、法 令および条例によって明確に禁止しておかなけれ ばならない。

なお米国では、合衆国法典第 42 篇第 68 章第 5151 条「災害援助における差別禁止」において、「支給品の分配、要請の手続その他救助及び援助活動が、出身地、肌の色、宗派、国籍、性別、年齢、経済的地位等の区別なしに公平かつ公正な方法で行われることを確実にするための規定も含む」ことが規定されている。

### 提言

- 1 国は、外国人登録法を廃止して、住民基本台帳法による外国籍住民の住民登録をするよう法改正を行なう。
  - ①外国籍住民への住民サービスを目的として、外国籍住民台帳(仮称)を作成することを自治体に義務づける。
  - ②外国籍住民台帳の対象は、在留資格の有無にかかわらず、地方自治法上の住民すべてとする。
  - ③外国籍住民台帳の作成のために、住民基本台帳法を改定する。
  - ④外国籍住民台帳の情報は、住民サービス以外の目的のために流用してはならない。
  - ⑤これにともない、外国人登録法は廃止する。
- 2 外国籍住民の地域自治への共同参画を進めるため、次の施策をとる。
  - ①国は、日本に3年以上居住する外国籍住民の地方参政権(選挙権と被選挙権)を保障する立法化を行なう。
  - ②自治体は、外国籍住民の住民投票の権利(請求権と投票権)を条例で定める。
  - ③国は、人権擁護委員・民生委員・教育委員における就任資格の制限条項を廃止して、外国籍住民がこれらの委員に就くことができるようにする。
  - ④自治体は、公務員および公立学校教員の採用と任用にあたって、国籍条項・在留資格条項を廃止するとと もに、その雇用数が人口比率(総人口に占める外国籍住民の比率)に即するよう積極的な措置を講する。
- 3 政府と自治体は、「多民族・多文化共生社会推進基本計画」の策定とその推進機関の設置に向けて、次の施 策をとる。
  - ①政府は、「多民族・多文化共生社会推進基本計画」を策定し、政府と自治体の役割分担とそれぞれの施策 推進体系、財政的措置、各施策の実現時期を明示する。
  - ②自治体は、「多民族・多文化共生条例」を制定する。
  - ③自治体は、「多民族・多文化共生社会推進基本計画」を策定する。策定にあたっては、外国籍住民の実態、

および行政運営の実態を調査・把握する。

- ④自治体は、適切な方法で選出された外国籍住民を含む「多民族・多文化共生社会推進協議会」を設ける。 協議会は、基本計画の策定に参画し、その実施を監視するとともに、政策提言を行なう。
- ⑤自治体は、基本計画の推進組織として「多文化局(部)」を設置する。多文化局は、他の部局への指導・助言をする総合調整機能をも持つものとする。
- ⑥自治体は、外国籍住民のための生活相談窓口を設ける。また、外国籍住民の多住地域には「多民族・多文 化共生センター」を設置する。
- 4 多言語サービスと日本語学習の保障のため、次の施策をとる。
  - ①政府(総務省・文部科学省・文化庁)は、日本語教育の教材やカリュキュラムの開発、日本語教室のコーディネーター・教員養成のプログラムを推進するとともに、自治体と連携して、外国籍住民が夜間や休日でも利用できる成人向けの日本語教育機関を設置・運営する制度を設ける。
  - ②総務省は、多言語化すべき情報のリストを作成し、すべての行政機関および民間機関に対して外国籍住民が生活上必要とする情報を多言語化するように促す。
  - ③自治体は、上下水道をはじめとするライフラインや教育、福祉、緊急時の対応など、外国籍住民に必要な 基本的情報を、多言語およびルビ付きの平易な日本語で発信する。
  - ④自治体は、外国籍住民が多く利用する窓口に外国語で対応できる職員を配置するなど通訳システムを整備する。また、職員に平易な日本語で対応できるよう研修を行なう。
- 5 外国籍住民の住居を確保するため、次の施策をとる。
  - ①国土交通省および自治体は、外国籍住民の住居確保を促進する指針を策定する。
  - ②公営住宅(民間資金等活用事業によるものも含む)に外国籍入居者の数量的な基準を設け、達成を義務づける。
  - ③住宅困窮者に対する公的な信用保証制度を設立し、その対象に外国籍住民を含める。
  - ④一定規模以上の住宅所有者や集合住宅について、外国籍入居者の有無と数を調査し、地域の住民構成を反映した外国籍居住者率の下限を設定し、遵守させる。
  - ⑤パンフレットの作成やコーディネーターにより、賃貸住宅を求める外国籍住民の支援を行う。
- 6 災害時における地域住民の、国籍・民族・文化を超えた協力と助け合いが可能となるよう、以下の施策をとる。
  - ①国と自治体は、「災害時差別禁止法」「災害時差別禁止条例」を定め、災害時にはあらゆる差別が禁止され、 被災者の民族・国籍・在留資格の有無にかかわりなく積極的な救済措置がとられるようにする。
  - ②自治体は、防災計画のなかに外国籍住民への配慮を組み入れる。そのために、「多民族・多文化共生社会推進協議会」(その設置以前においては、外国籍住民代表を含めた協議体)と協議し、以下のことを実施する。
    - a 災害時において、多言語で情報提供し、通訳を確保する体制を作る。
    - b 外国籍住民が参加できる多言語による防災訓練を行なう。
  - ③政府と自治体による救援活動においては、外国籍住民の文化・宗教等の違いを配慮する。

\*本稿は、移住労働者と連帯する全国ネットワークが 2006 年に作成した『外国籍住民との 共生に向けて——NGOからの政策提言』の「2008 年改定版」(11 月刊行予定)のなかの 第8章の第一次原稿です。 **文貴=佐藤信行** 

# 日・韓・在日教会共同ブックレット 『歴史をひらくとき一共に生きる世界・2008』

### 第一部●「在日」の思い

「自分の国」をさがして崔 善 愛ぼくは、いったい何者?金 済 宇新たな「在日ストーリー」鈴木 健

### 第二部●歴史と向き合う

千円札の伊藤博文 井田 泉 「嗣業の土地」を奪う 井田 泉 YMCAにこだました独立宣言 金 秀 男 200万人が叫んだ 古賀清敬 不安と恐怖、デマと殺人 吉高 叶 日本の中の朝鮮教会 李 清 一 「天皇の子どもになれ」 井田 泉 世界日曜学校大会 大嶋果織 「神社参拝は偶像礼拝ではない」松本栄好 信州の山奥の大きな洞窟 岩本和則 墓がわりの「ぼた」 犬養光博 奪われた生――「軍隊慰安婦」 鈴木伶子 「光復」を待ち望む 佐藤信行 「死ぬ日まで天を仰ぎ」 蔵田雅彦 未来のために記憶すること 吉高叶

### 第三部●「戦後」の在日コリアン

朝鮮に帰った人、日本に残った人 吉高 叶再建された教会 李 清 一

朝鮮人軍属の「戦後」 今村嗣夫 最後の勅令 柴田作治郎 指紋を押した日 李根秀 「煮て食おうと焼いて食おうと」 合田 悟 今も「創氏改名」が 李菊枝 「職業選択の自由」がない 金ー惠 オモニ・ハッキョ 韓聖炫 在日ハンセン病の人びと 菊地 邦杏

### 第四部●国境を越えてきた人びと

ボートピープル 野上幸恵 新しい経験 渡辺英俊 外国人がぶちあたる壁 金成元 会えるのは、今日が最後かも… 榎本 譲 ずっと日本にいたい! 池住 圭 作られた「外国人犯罪」 木谷英文 「外国人指紋」の復活 吉高 叶

### 第五部●共に生き、共に生かし合う社会を

日本になくて韓国にあるもの佐藤信行私たちの夢秋葉正二「隔ての壁」を直視すること吉高 叶良き友になれる日を待ちながら松浦悟郎

\*和解と共生のビジョン「外国人住民基本法(案)」